

西区社会福祉協議会

第2次地域福祉活動計画が
完成しました!

西区社会福祉協議会では、区民のみなさまや関係団体、行政の多大なご協力をいただき第2次地域福祉活動計画を策定いたしました。

この計画は、西区の地域福祉を推進するため平成21年度～25年度の5年間に、力を入れて取り組むことがらをまとめたものです。

今後とも、計画の推進はもちろん、社会福祉協議会の事業にみなさまの力をお貸しください。



第2次地域福祉活動計画の基本目標

- 住民参加と公私共働による福祉のまちづくりをすすめます。
- 地域で暮らすさまざまな人々の人間性を尊重し、自己実現を支えます。
- ノーマライゼーションのまち西区の実現を目指します。



今回の内容

- 第2次地域福祉活動計画が完成しました! P.1
- 第2次地域福祉活動計画の体系図 P.2
- 計画の推進にあなたの力を貸してください!!
- 地域包括支援センターからのお知らせ P.3
- 平成21年度 事業計画・予算
- 事務局だより P.4

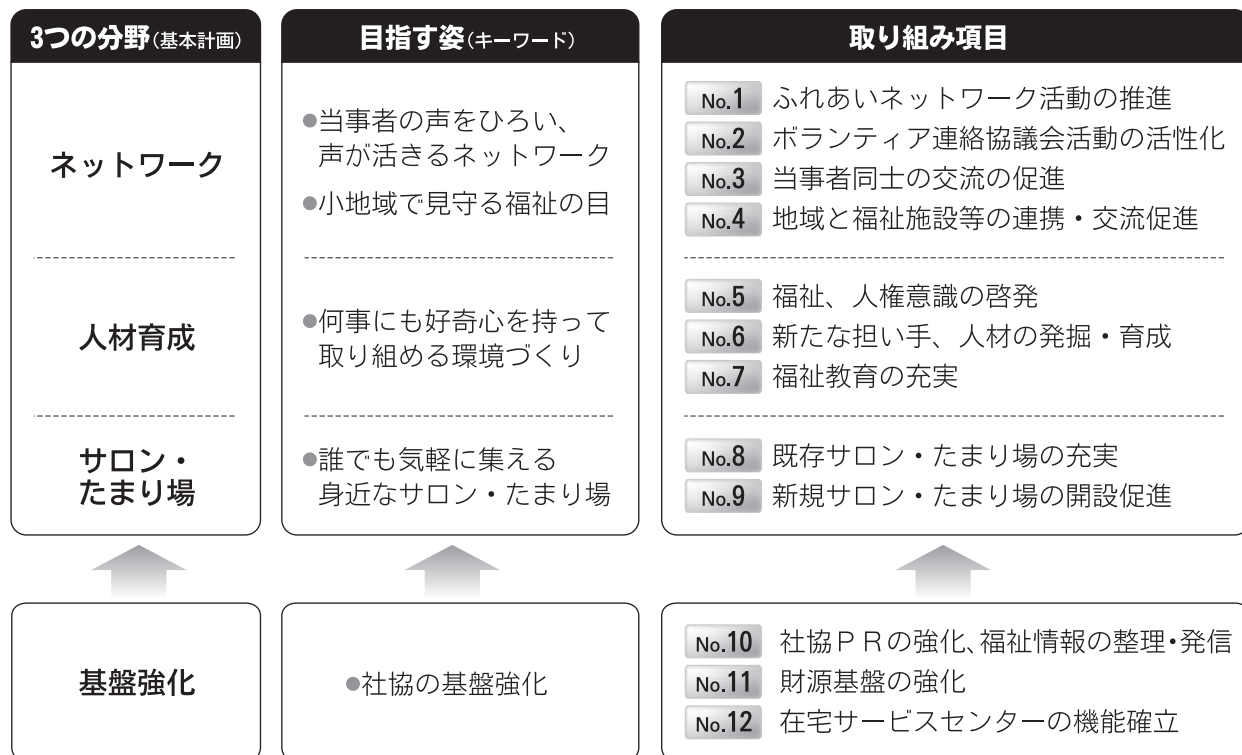


お気軽にお問い合わせ下さい

西区社会福祉協議会 名古屋市西区天神山町3-1 丸正ビル2階
TEL532-9076 FAX532-9082
ホームページアドレス <http://www.nishiku-shakyo.jp> Eメール nishiVC@nagoya-shakyo.or.jp

第2次地域福祉活動計画では、こんなことに取り組みます。

計画の体系図



※取り組み項目の具体的内容は次号以降でご紹介いたします。

第2次地域福祉活動計画の推進に
あなたのお力を貸してください!!

第2次地域福祉活動計画は、住民のみな様と社会福祉協議会とで、「こんなまちになればいいな」という想いを話し合い、みんなが住みよいまちづくりをすすめるために作った計画です。

この計画で取り組む大きな目標の一つに、だれもが気軽に集える『たまり場』・『サロン』について、西区の現状を調べ、新たなたまり場・サロンを開設する時の支援をしたい!という目標があります。

つきましては、私たちと一緒にこの目標の実施に気持ちとパワーを貸していただける方を募集しています!ぜひ、ご協力ください!!

内容

月一回程度集まり、西区のたまり場・サロンの現状を調査したり、たまり場・サロンができる際の支援には何が必要か?という事を一緒に考え、たまり場・サロンの支援・立ち上げに一緒に取り組んでいただきます。



その他

- ◆どなたでも参加いただけますが、ボランティアとして参加いただける方をお願いします。
- ◆計画策定に参加いただいたメンバーと一緒に活動していただきます。
- ◆サロン・たまり場以外の計画の推進にもご意見、ご協力をお願いします。

お申込・お問い合わせは西区社会福祉協議会まで。
ご協力いただける方は10月末日までにご連絡下さい。(この期間以外でも随時お待ちしております。)

認知症高齢者を介護するご家族を対象に、以下の事業を実施しています。

参加者
募集中

認知症の家族教室

認知症の高齢者（65歳以上）を介護する家族の方を対象に、認知症高齢者を介護する上で必要な知識や対応方法のミニ講座と介護者同士の交流会を行なっています。

家族サロン

認知症の高齢者を介護している家族の方や認知症介護経験のある方が集まり、自由に介護の悩みや不安などについてお話ししたり、介護者同士の仲間作りをする場です。

医師（もの忘れ相談医）の専門相談

認知症の高齢者（65歳以上）を介護されている家族の方を対象に、医師（もの忘れ相談医）が認知症の症状や治療等についてのご相談にのります。（1人30分程度）

認知症サポーター養成講座

地域包括支援センターでは、認知症に関する普及啓発のため、地域住民（一般市民、企業、団体、学校の生徒、教員等）を対象に、「認知症サポーター養成講座」を実施しています。ご依頼いただければ包括支援センター職員が出前講座も実施していますので、お気軽にご依頼ください。

※教室の開催場所・出張相談・日時は相談に応じます。



認知症サポーターとは？

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症についての正しい知識を持った、認知症の方やご家族の応援者です。（サポーターになるとオレンジリングがもらえます。）

※上記の各事業については月1回開催しており、いずれも無料で参加できます。

日程等や内容等のお問合せ、お申込みは下記までご連絡ください。

●西区北部地域包括支援センター（平田、山田、山田東、名塚中学校区にお住まいの方）

TEL：505－8343

●西区南部地域包括支援センター（天神山、菊井、浄心中学校区にお住まいの方）

TEL：532－9079

平成21年度 名古屋市西区社会福祉協議会

事業計画・予算

1 地域福祉活動

- (1) 地域福祉活動計画の実施
- (2) 地域福祉推進協議会の活動支援
- (3) ふれあい給食サービスの開催支援
- (4) 地域福祉推進協議会活性化メニュー事業の実施
 - ◆ふれあい・いきいきサロンの開設および運営支援
 - ◆ふれあいネットワーク活動の支援
- (5) 子育て支援事業
- (6) 高齢者はつつつ長寿推進事業

3 ボランティア活動の育成・振興

- (1) ボランティアセンターの運営
- (2) ボランティア活動の活性化
 - ◆「西区福祉ボランティア連絡協議会」育成・支援
 - ◆「西区福祉ボランティアのつどい」開催
 - ◆福祉ボランティアグループ活動助成・ボランティア体験・入門講座
- (3) 福祉教育の推進
- (4) サマーボランティアスクールの開催
- (5) 災害ボランティアセンターの運営協力
- (6) ボランティア保険加入促進

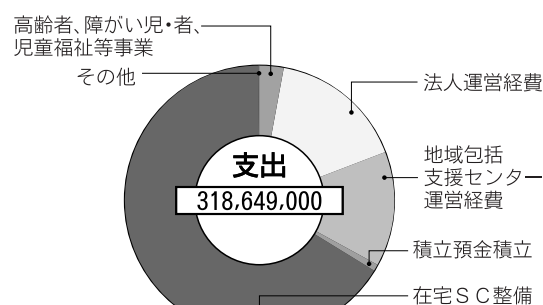
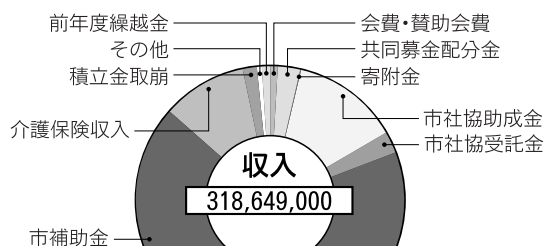
2 社会福祉の啓発（区内福祉情報の収集と提供）

- (1) 広報誌「ふくし西」の発行
- (2) 区社協ホームページの運営
- (3) 福祉講演会
- (4) 福祉ふれあい09の開催（西区民おまつり広場）



4 その他の事業

- ・地域包括支援センター事業
- ・車いす仕様車貸出事業
- ・車いす貸出事業
- ・障がい児・者福祉事業
- ・寝具クリーニングサービス事業
- ・低所得者世帯福祉事業
- ・家具転倒防止金具取付サービス事業
- ・共同募金運動、歳末たすけあい募金運動への協力



名古屋市西区社会福祉協議会 賛助会員募集

ふくしのまちづくりに
ご協力ください!!

西区社会福祉協議会では、「賛助会員」を募集しています。「賛助会員」制度とは、区民の皆さまに会員になっていただき、その会費を財源に様々な事業に取り組み、地域福祉の推進を図る制度です。

皆さまのやさしいお気持ちを、ふくしのまちづくりにお寄せください。

個人会員
(会費年額)
1口**1,000円**

法人・団体会員
(会費年額)
1口**10,000円**

①直接本会事務所にまで会費をお持ちいただくか、
又は、②下記口座へお振込みください。

三菱東京UFJ銀行 浄心支店 普通預金 1234124
社会福祉法人名古屋市西区社会福祉協議会 会費口

※賛助会員は、皆さまの自由なご意見でご参加いただくものです。 (三菱東京UFJ銀行本支店間に限り振込み手数料受取人払い)

ご寄附ありがとうございました。

平成21年7月末日現在

¥561,562

内訳
個人3件 ¥150,000
法人
団体3件 ¥411,562

寄附者一覧
法人・団体 名古屋ヤクルト販売株式会社、
トラストネット、匿名
個人 浦野三男、匿名2名
車いす 4台 (自走式)
団体 ボランティアグループ 双葉会
(敬称略)

地震対策できていますか？

耐震留具取付サービスのお知らせ

65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯などを対象に、万一の地震に備え家具などを留具で固定する「耐震留具取付サービス」(無料)を実施しています。22年3月12日(金)までに下記までお申し込みください。

西区社会福祉協議会
電話 532-9076 FAX 532-9082



第29回 西区民おまつり広場

「福祉ふれあい09」開催のお知らせ

今年もみなさんお待ちかねの「福祉ふれあい'09」が開催されます。おいしい模擬店から楽しいゲームコーナーまで各種盛りだくさんの企画を取りそろえて、みなさんをお待ちしております！

開催日：平成21年10月18日(日)小雨決行

開催場所：押切公園

企画内容：福祉関係団体による模擬店・子育て支援、子ども会、老人クラブのゲームコーナーなど、手作りおもちゃ教室・おもちゃドクターのおもちゃ病院・赤い羽根共同募金…など

車いす・福祉車両(車いす仕様車)貸し出しのお知らせ



西区社会福祉協議会では、西区内にお住まいの高齢者や障がい者の方に車いす・福祉車両の貸し出し事業を行っています。(無料)

福祉車両

スロープ式の福祉車両は、低床で出し入れも簡単な乗降スロープ式なので車いすでの乗り降りがスムーズにできます。また、この車は運転手、車いす利用者を含め3人まで乗車が可能でオートマチック車なので安心して運転できます。

車いす

自走式6台、介助式2台の計8台の車いすがあります。ぜひお役立て下さい。

福祉車両・車いすには貸し出し期限がございます。詳しくはお気軽に西区社会福祉協議会(TEL:532-9076)までお問合せ下さい。

「ボランティア活動保険」のご案内

ボランティアがボランティア活動中の事故によりケガをした場合や他人の物を壊してしまった場合などの事故を補償します。お問い合わせ・お申込みは西区社会福祉協議会まで。

①傷害事故

ボランティアがボランティア活動中の急激・偶然・外来の事故によりケガをした場合に保険金をお支払いします。



①ボランティア活動中に、転んでケガをした。



②ボランティア活動に向かう途中、交通事故にあった。



③活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になった。

②賠償事故

ボランティアがボランティア活動中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことに法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



①ボランティア活動中、誤って他人にケガをさせた。



②家事援助ボランティア活動で清掃中、誤ってガラスを割った。



③ボランティア活動での後片付け中、誤って他人にケガをさせた。

※ボランティア活動保険は翌年3月31日までの補償期間です。※行事を対象とした「ボランティア行事用保険」もあります。